

さいたま市一般廃棄物（びん）収集運搬業務委託仕様書

さいたま市一般廃棄物（びん）収集運搬業務については、本仕様書の定めるところとする。

1 件 名 さいたま市一般廃棄物（びん）収集運搬業務（桜・浦和・南・緑・大宮区）

2 履行場所 さいたま市桜区、浦和区、南区、緑区及び大宮区内

3 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 6 年 3 月 3 1 日 まで

4 収集業務

この契約に基づく委託の収集業務の範囲及び内容は、次のとおりとする。

- (1) さいたま市内の受託地区の収集所へ排出された一般廃棄物（びん）を収集する。
- (2) 委託者の指定した日程に従い受託地区を週 1 回収集する。
なお、日程及び受託地区は、別表に定めるとおりとする。
- (3) 収集所に排出された一般廃棄物（びん）についてはすべて収集するものとする。ただし、一般廃棄物（びん）以外が排出されていた場合は、委託者の指示に従うものとする。
- (4) 収集所に排出された一般廃棄物（びん）の収集もれ及び積み残しなどがあつた場合は、委託者の指示に従い速やかに収集すること。
- (5) 収集作業の著しい遅滞及び業務に支障をきたす問題が生じた場合は速やかに委託者に報告すること。
- (6) 稼動作業員は、1 台あたり 2 名以上とすること。
- (7) 収集作業時間は、午前 8 時 3 0 分からとする。ただし、委託者が指示した場合は、この限りではない。
- (8) 市民が収集車に直接投入しないよう注意する。
- (9) 他の車両の通行を妨害するような場所に止めて作業をしない。
- (10) 収集所及びその周辺の清潔保持については、充分留意し業務を実施する。
- (11) 事業活動に伴って生じる廃棄物を一緒に収集しない。
- (12) 駐車又は停車して作業を行う際は、サイドブレーキを安全にかけさせること。
特に、坂道においては、適当な車止めをする等車両が移動しないよう必要な措置を講ずること。

5 運搬業務

この契約に基づく委託の運搬業務の範囲及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 収集した一般廃棄物（びん）を委託者が指定した場所まで運搬する。
- (2) 運搬中は、一般廃棄物（びん）の飛散及びその汚水の流出防止のために必要な措置を講ずること。

6 搬入業務

この契約に基づく委託の搬入業務の範囲及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 搬入場所は、委託者が指定する処理施設とする。
- (2) 施設への搬入は、原則午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。ただし、委託者が指示した場合はこの限りではない。

なお、やむを得ない事情で遅れる場合は、事前に施設へ連絡し、その指示に従うこと。

- (3) 搬入車両は、必ずトラックスケールにおいて計量し、行先指定を受けた箇所へ搬入すること。
- (4) 行先指定を受けた搬入箇所以外は、委託者の許可なく立入らないこと。
- (5) 他市町村の廃棄物は搬入しないこと。

7 業務実施日

業務実施日は、土曜日、日曜日と 1 月 1 日から 1 月 3 日までの期間を除く日とする。ただし、委託者の指示する場合はこの限りではない。

8 使用車両

本業務に使用する車両は、次のとおりとする。

- (1) 本業務専用の最大積載量 2 トン以上のダンプトラック車で業務を実施することとし、業務実施にあたり、車両一覧表を届け出ること。
- (2) 業務実施車両は常に整備するとともに清潔の保持に努めること。
- (3) 収集した廃棄物が飛散及び流出し、ならびに悪臭がもれる恐れが無いものであること。
- (4) いかなる場合においても本業務の使用車両は、さいたま市の委託に関する業務以外に使用してはならない。
- (5) 市が行う一般廃棄物収集運搬の車両と明確に識別できる色又はデザインであること。
- (6) 使用車両についてはドア及び荷台の見やすい箇所に「さいたま市一般廃棄物受託車両」と表示すること。文字サイズ等は委託者の指示に従うものとする。

9 登録車両等の変更

本業務に使用する車両又は事業所の住所、名称、代表者等に変更があるときは、別紙「委託車両等の変更届」により、遅滞なく届け出ること。

10 作業器材の費用負担

本業務の実施に必要な車両及び器材等に係る費用は、すべて受託者が負担することとする。

11 火災予防及び緊急事態発生時の対応

業務実施車両及び搬入施設の火災や災害等による業務停止の発生等を未然に防止するため、次の事項を遵守すること。

- (1) 常に防火の意識を持ち、指定場所以外では喫煙しない。
- (2) 万一車両火災が発生した場合は、車両備付けの消火器により初期消火を行い、関係機関に連絡すること。
- (3) 搬入施設での火災等を発見した場合は、直ちに施設の職員に連絡し、指示を受けること。
- (4) (2)、(3)の処理を行った場合は、直ちに委託者にも報告すること。
- (5) 受託者は、道路に冠水又は積雪があるときは、業務開始前に委託者へ連絡し、指示を受けること。
- (6) 受託者は、積雪等の場合に業務が遂行できる器材を備えておくこと。

12 業務従事者の行為に対する責任

本業務の遂行にあたり、業務従事者に対し次の事項を行うこと。

- (1) 受託者は、業務従事者に対し業務内容を完全に理解させ、金品を要求するなど市民に対し不快な感じを与えることのないよう、その教育に努めること。
- (2) 自己の負担において業務従事者に対し安全かつ適正に業務を実施するため、関係する各種講習会等に積極的に参加させるよう努めること。
- (3) 業務従事者に対し、清潔で作業が容易にできる制服を着用させること。
- (4) 受託者は、自己の業務従事者の行為について、自らが行ったのと同じ責任を負い、自己の意思でなかったという理由でその責を免れることはできない。

13 関係法例等の遵守

業務の遂行にあたっては、「清掃事業における安全衛生管理要綱」（平成5年3月2日基発第123号）「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」（昭和62年2月13日基発第60号）等の関係法令を遵守すること。

14 事故等報告

受託者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、直ちに委託者へ報告すること。

15 労務災害防止の措置

受託者は、業務遂行にあたり、業務従事者に災害が生じないよう防止措置を講じなければならない。もしも委託業務遂行にあたり、業務従事者が被災した場合、受託者がすべての責任をもって措置し、委託者は責任を負わないこととする。

16 地域協力

受託者は、委託者が実施又は協力する地域美化清掃活動等には、積極的に協力すること。

17 人権尊重に関する特記事項

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

18 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ、解決に当たるものとする。

(別表)

びん収集委託地区（桜・浦和・南・緑・大宮区）

区名	町名	搬入施設	収集曜日
桜区	大久保団地	桜環境センター	木
"	大字大久保領家	"	火
"	大字上大久保	"	木
"	大字五関	"	火
"	大字在家	"	木
"	大字栄和	"	木
"	栄和1丁目	"	木
"	栄和2丁目	"	木
"	栄和3丁目	"	木
"	栄和4丁目	"	木
"	栄和5丁目	"	木
"	栄和6丁目	"	木
"	桜田1丁目	"	火
"	桜田2丁目	"	火
"	桜田3丁目	"	火
"	大字新開	"	水
"	新開1丁目	"	水
"	新開2丁目	"	水
"	新開3丁目	"	水
"	新開4丁目	"	水
"	大字下大久保	"	木
"	大字宿	"	木
"	大字昭和	"	木
"	大字白鍬	"	木
"	大字神田	"	火
"	大字関	"	水
"	大字田島	"	水
"	田島1丁目	"	水
"	田島2丁目	"	水
"	田島3丁目	"	水
"	田島4丁目	"	水
"	田島5丁目	"	水
"	田島6丁目	"	水
"	田島7丁目	"	水
"	田島8丁目	"	水
"	田島9丁目	"	水
"	田島10丁目	"	水
"	大字塚本	"	火
"	大字道場	"	火
"	道場1丁目	"	火
"	道場2丁目	"	火
"	道場3丁目	"	火
"	道場4丁目	"	火
"	道場5丁目	"	火
"	大字中島	"	木
"	中島1丁目	"	木
"	中島2丁目	"	木
"	中島3丁目	"	木
"	中島4丁目	"	木
"	大字西堀	"	火
"	西堀1丁目	"	火
"	西堀2丁目	"	火
"	西堀3丁目	"	火
"	西堀4丁目	"	火
"	西堀5丁目	"	火
"	西堀6丁目	"	火
"	西堀7丁目	"	火
"	西堀8丁目	"	火
"	西堀9丁目	"	火
"	西堀10丁目	"	火

区名	町名	搬入施設	収集曜日
桜区	西堀ラミューン浦和ハイライズ	桜環境センター	水
"	大字町谷	"	火
"	町谷1丁目	"	火
"	町谷2丁目	"	火
"	町谷3丁目	"	火
"	町谷4丁目	"	火
"	大字南元宿	"	火
"	南元宿1丁目	"	火
"	南元宿2丁目	"	火
"	大字山久保	"	木
"	山久保1丁目	"	木
"	山久保2丁目	"	木
浦和区	大原1丁目	"	金
"	大原2丁目	"	金
"	大原3丁目	"	金
"	大原4丁目	"	金
"	大原5丁目	"	金
"	上木崎1丁目	"	金
"	上木崎2丁目	"	金
"	上木崎3丁目	"	金
"	上木崎4丁目	"	金
"	上木崎5丁目	"	金
"	上木崎6丁目	"	金
"	上木崎7丁目	"	金
"	上木崎8丁目	"	金
"	木崎1丁目	"	金
"	木崎2丁目	"	金
"	木崎3丁目	"	金
"	木崎4丁目	"	金
"	木崎5丁目	"	金
"	岸町1丁目	"	月
"	岸町2丁目	"	月
"	岸町3丁目	"	月
"	岸町4丁目	"	月
"	岸町5丁目	"	月
"	岸町6丁目	"	月
"	岸町7丁目	"	月
"	北浦和1丁目	"	水
"	北浦和2丁目	"	水
"	北浦和3丁目	"	水
"	北浦和4丁目	"	水
"	北浦和5丁目	"	金
"	皇山町	"	金
"	駒場1丁目	"	金
"	駒場2丁目	"	金
"	神明1丁目	"	月
"	神明2丁目	"	月
"	瀬ヶ崎1丁目	"	金
"	瀬ヶ崎2丁目	"	金
"	瀬ヶ崎3丁目	"	金
"	瀬ヶ崎4丁目	"	金
"	瀬ヶ崎5丁目	"	金
"	大東1丁目	"	金
"	大東2丁目	"	金
"	大東3丁目	"	金
"	高砂1丁目	"	月
"	高砂2丁目	"	月
"	高砂3丁目	"	金
"	高砂4丁目	"	月

※搬入施設については、稼働状況等及び施設の再編により、変更となる場合があります。

区名	町名	搬入施設	収集曜日	区名	町名	搬入施設	収集曜日
浦和区	常盤1丁目	桜環境センター	月	南区	白幡1丁目	桜環境センター	水
"	常盤2丁目	"	月	"	白幡2丁目	"	月
"	常盤3丁目	"	月	"	白幡3丁目	"	水
"	常盤4丁目	"	月	"	白幡4丁目	"	水
"	常盤5丁目	"	水	"	白幡5丁目	"	水
"	常盤6丁目	"	月	"	白幡6丁目	"	水
"	常盤7丁目	"	月	"	神明1丁目	"	月
"	常盤8丁目	"	月	"	神明2丁目	"	月
"	常盤9丁目	"	水	"	関1丁目	"	火
"	常盤10丁目	"	水	"	関2丁目	"	火
"	仲町1丁目	"	月	"	大字太田窪	"	月
"	仲町2丁目	"	金	"	太田窪2丁目	"	火
"	仲町3丁目	"	月	"	太田窪4丁目	"	金
"	仲町4丁目	"	月	"	太田窪5丁目	"	金
"	針ヶ谷1丁目	"	水	"	辻1丁目	"	月
"	針ヶ谷2丁目	"	水	"	辻2丁目	"	木
"	針ヶ谷3丁目	"	水	"	辻3丁目	"	木
"	針ヶ谷4丁目	"	金	"	辻4丁目	"	木
"	東岸町	"	火	"	辻5丁目	"	木
"	東高砂町	"	月	"	辻6丁目	"	木
"	東仲町	"	金	"	辻7丁目	"	月
"	前地1丁目	"	水	"	辻8丁目	"	月
"	前地2丁目	"	水	"	大字堤外	"	水
"	前地3丁目	"	水	"	沼影1丁目	"	水
"	大字三崎	"	金	"	沼影2丁目	"	水
"	元町1丁目	"	火	"	沼影3丁目	"	水
"	元町2丁目	"	火	"	根岸1丁目	"	水
"	元町3丁目	"	火	"	根岸2丁目	"	水
"	本太1丁目	"	火	"	根岸3丁目	"	水
"	本太2丁目	"	火	"	根岸4丁目	"	水
"	本太3丁目	"	火	"	根岸5丁目	"	水
"	本太4丁目	"	火	"	大字広ヶ谷戸	"	木
"	本太5丁目	"	火	"	文蔵1丁目	"	月
"	領家1丁目	"	金	"	文蔵2丁目	"	月
"	領家2丁目	"	金	"	文蔵3丁目	"	月
"	領家3丁目	"	金	"	文蔵4丁目	"	月
"	領家4丁目	"	金	"	文蔵5丁目	"	月
"	領家5丁目	"	金	"	別所1丁目	"	月
"	領家6丁目	"	金	"	別所2丁目	"	月
"	領家7丁目	"	金	"	別所3丁目	"	月
南区	内容1丁目	"	水	"	別所4丁目	"	月
"	内容2丁目	"	水	"	別所5丁目	"	月
"	内容3丁目	"	水	"	別所6丁目	"	月
"	内容4丁目	"	水	"	別所7丁目	"	月
"	内容5丁目	"	水	"	曲本1丁目	"	水
"	内容6丁目	"	水	"	曲本2丁目	"	水
"	内容7丁目	"	水	"	曲本3丁目	"	水
"	大字円正寺	"	月	"	曲本4丁目	"	水
"	大字大谷口	"	月	"	曲本5丁目	"	水
"	大字大谷口(飛地)	"	木	"	松本1丁目	"	水
"	大谷口(イーストシティ)	"	金	"	松本2丁目	"	水
"	大谷場1丁目	"	金	"	松本3丁目	"	水
"	大谷場2丁目	"	金	"	松本4丁目	"	水
"	鹿手袋1丁目	"	火	"	南浦和1丁目	"	水
"	鹿手袋2丁目	"	火	"	南浦和2丁目	"	水
"	鹿手袋3丁目	"	火	"	南浦和3丁目	"	水
"	鹿手袋4丁目	"	火	"	南浦和団地	"	金
"	鹿手袋5丁目	"	火	"	南浦和4丁目	"	水
"	鹿手袋6丁目	"	火	"	南本町1丁目	"	月
"	鹿手袋7丁目	"	火	"	南本町2丁目	"	月

※搬入施設については、稼働状況等及び施設の再編により、変更となる場合があります。

区 名	町 名	搬入施設	収集曜日
南区	四谷1丁目	〃	水
〃	四谷2丁目	〃	水
〃	四谷3丁目	〃	水
緑区	大字大崎	見沼環境センター	月
〃	大字大牧	桜環境センター	木
〃	大字大間木	〃	木
〃	大間木2丁目	〃	木
〃	大間木3丁目	〃	木
〃	大字大谷口	〃	木
〃	大字上野田	見沼環境センター	月
〃	大字北原	〃	月
〃	大字玄蕃新田	〃	月
〃	道祖土1丁目	桜環境センター	金
〃	道祖土2丁目	〃	金
〃	道祖土3丁目	〃	金
〃	道祖土4丁目	〃	金
〃	芝原1丁目	〃	木
〃	芝原2丁目	〃	木
〃	芝原3丁目	〃	木
〃	大字下野田	見沼環境センター	月
〃	大字下山口新田	桜環境センター	木
〃	大字新宿	〃	木
〃	太田窪1丁目	〃	火
〃	太田窪3丁目	〃	月
〃	大字大道	桜環境センター	木
〃	大字大門	見沼環境センター	月
〃	大字代山	〃	月
〃	大字高畑	〃	月
〃	大字寺山	〃	月
〃	大字中尾	桜環境センター	木
〃	大字中野田	見沼環境センター	月
〃	大字南部領辻	〃	月
〃	大字蓮見新田	桜環境センター	木
〃	原山1丁目	〃	金
〃	原山2丁目	〃	金
〃	原山3丁目	〃	金
〃	原山4丁目	〃	金
〃	馬場1丁目	〃	木
〃	馬場2丁目	〃	木
〃	東浦和1丁目	〃	木
〃	東浦和2丁目	〃	木
〃	東浦和3丁目	〃	木
〃	東浦和4丁目	〃	木
〃	東浦和5丁目	〃	木
〃	東浦和6丁目	〃	木
〃	東浦和7丁目	〃	木
〃	東浦和8丁目	〃	木
〃	東浦和9丁目	〃	木
〃	東浦和(イーストシティ)	〃	金
〃	東大門1丁目	見沼環境センター	月
〃	東大門2丁目	〃	月
〃	東大門3丁目	〃	月
〃	松木1丁目	桜環境センター	木
〃	松木2丁目	〃	木
〃	松木3丁目	〃	木
〃	大字間宮	見沼環境センター	月
〃	大字三浦	桜環境センター	木
〃	美園1丁目	見沼環境センター	月
〃	美園2丁目	〃	月
〃	美園3丁目	〃	月
〃	美園4丁目	〃	月
〃	美園5丁目	〃	月
〃	美園6丁目	〃	月

区 名	町 名	搬入施設	収集曜日
緑区	大字見沼	桜環境センター	木
〃	大字三室	〃	木
〃	大字宮後	〃	木
〃	宮本1丁目	〃	木
〃	宮本2丁目	〃	木
〃	山崎1丁目	〃	金
大宮区	大原6丁目	桜環境センター	金
〃	大原7丁目	〃	金

※搬入施設については、稼働状況等及び施設の再編により、変更となる場合があります。